二　法第百二十一条第一項において準用する保険業法第三百八条の二十四第一項若しくは法第百二十条第一項において準用する銀行法第五十二条の八十四第一項の規定により法第百十八条第一項の規定による指定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない法人又は令第二十四条の七各号に掲げる指定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない法人

三　その業務を行う役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。以下この号において同じ。）のうちに、次のいずれかに該当する者がある法人

イ　（略）

ロ　法第百二十一条第一項において準用する保険業法第三百八条の二十四第一項若しくは法第百二十条第一項において準用する銀行法第五十二条の八十四第一項の規定により法第百十八条第一項の規定による指定を取り消された法人において、その取消しの日前一月以内にその法人の役員であった者でその取消しの日から五年を経過しない者又は令第二十四条の七各号に掲げる指定を取り消された法人において、その取消しの日前一月以内にその法人の役員であった者でその取消しの日から五年を経過しない者

（利用者等の利益の保護のための体制整備に係る業務の範囲）

**第五十七条の五**　法第十五条の十六第一項（法第九十六条第一項及び第百五条第一項において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定める事業又は業務は、共済事業に係る事業又は業務（次条において「共済事業関連業務」という。）とする。

（利用者等の利益が不当に害されることのないよう必要な措置）

**第五十七条の六**　組合等（令第十条の三第一項に規定する組合等をいう。以下この条及び次条において同じ。）は、当該組合等又は当該組合等の子金融機関等（法第十五条の十六第二項（法第九十六条第一項及び第百五条第一項において準用する場合を含む。）に規定する子金融機関等をいう。以下この条において同じ。）が行う取引に伴い、これらの者が行う共済事業関連業務に係る利用者又は顧客（以下この条において「利用者等」という。）の利益が不当に害されることのないよう、次に掲げる措置を講じなければならない。

一～四　（略）

２・３　（略）

**第五十七条の七**　（略）

（責任準備金の積立て）

**第五十八条**　共済事業実施組合は、毎事業年度末において、次の各号に掲げる区分に応じ、当該事業年度末以前に収入した共済掛金を基礎として、当該各号に定める金額（共同事業組合にあっては、第二号に定める金額）を共済規程に記載された方法に従って計算し、法第十五条の十七の規定による責任準備金として積み立てなければならない。

一　共済掛金積立金　共済契約に基づく将来の債務の履行に備えるため、共済の数理に基づき計算した金額

二　未経過共済掛金　共済契約又は共済掛金の特性により、次に掲げるいずれかの方法により計算した金額

イ　（略）

二　法第百二十一条の九第一項において準用する保険業法第三百八条の二十四第一項若しくは法第百二十一条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の八十四第一項の規定により法第百二十一条の六第一項の規定による指定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない法人又は令第二十四条の七各号に掲げる指定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない法人

三　その業務を行う役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。以下この号において同じ。）のうちに、次のいずれかに該当する者がある法人

イ　（略）

ロ　法第百二十一条の九第一項において準用する保険業法第三百八条の二十四第一項若しくは法第百二十一条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の八十四第一項の規定により法第百二十一条の六第一項の規定による指定を取り消された法人において、その取消しの日前一月以内にその法人の役員であった者でその取消しの日から五年を経過しない者又は令第二十四条の七各号に掲げる指定を取り消された法人において、その取消しの日前一月以内にその法人の役員であった者でその取消しの日から五年を経過しない者

（利用者等の利益の保護のための体制整備に係る業務の範囲）

**第五十七条の四**　法第十五条の九の三第一項（法第九十六条第一項及び第百条の八第一項において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定める事業又は業務は、共済事業に係る事業又は業務（次条において「共済事業関連業務」という。）とする。

（利用者等の利益が不当に害されることのないよう必要な措置）

**第五十七条の五**　組合等（令第十条の三第一項に規定する組合等をいう。以下この条及び次条において同じ。）は、当該組合等又は当該組合等の子金融機関等（法第十五条の九の三第二項（法第九十六条第一項及び第百条の八第一項において準用する場合を含む。）に規定する子金融機関等をいう。以下この条において同じ。）が行う取引に伴い、これらの者が行う共済事業関連業務に係る利用者又は顧客（以下この条において「利用者等」という。）の利益が不当に害されることのないよう、次に掲げる措置を講じなければならない。

一～四　（略）

２・３　（略）

**第五十七条の六**　（略）

（責任準備金の積立て）

**第五十八条**　共済事業実施組合は、毎事業年度末において、次の各号に掲げる区分に応じ、当該事業年度末以前に収入した共済掛金を基礎として、当該各号に定める金額（共同事業組合にあっては、第二号に定める金額）を共済規程に記載された方法に従って計算し、法第十五条の十七の規定による責任準備金として積み立てなければならない。

一　共済掛金積立金　共済掛金に基づく将来の債務の履行に備えるため、共済の数理に基づき計算した金額

二　未経過共済掛金　共済契約又は共済掛金の特性により、次に掲げるいずれかの方法により計算した金額

イ　（略）